

兵庫県公報

令和8年3月16日 月曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則

- 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則の一部を改正する規則（薬務課）…………… 1

公布された法令のあらまし

◎知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則の一部を改正する規則（規則第3号）

薬剤師法施行令の一部改正に伴い、同令の引用条文を改めることとした。

規 則

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県規則第3号

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則の一部を改正する規則

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則（平成12年兵庫県規則第10号）の一部を次のように改正する。

本則の表21の2の項中「第6条第1項」を「第6条（第2項ただし書を除く。）」に改め、「第10条第1項」の右に「若しくは第3項（ただし書を除く。）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。